

平成28年度

子牛預かり施設管理事業運営補助金

評価表

NO.

30

所管部課名	畜産課	担当者	別府芳美					
事務事業名	畜産経営安定支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱及び補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	2,350千円	国県支出金 千円	一般財源 2,350千円					
		その他 千円	その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	畜産物生産額	9.5億円	平成33年度					
成果指標②								
補助対象者	北さつま農協							
補助対象経費	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図る事業に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図るための事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	旧JAさつま川内（入来キャトルセンター） 旧JAさつま（さつまキャトルセンター）	5,000円/頭 定額						
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3年 の事業 （団体） 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	7,915,000	62.7%	7,625,000	61.8%	7,340,000	61.1%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	3,515,000	27.9%	3,210,000	26.0%	2,960,000	24.6%
		寄付金・その他助成	4,400,000	34.9%	4,415,000	35.8%	4,380,000	36.4%
		市補助金	2,250,000	17.8%	2,265,000	18.4%	2,230,000	18.6%
		さつま町補助金 （前年度繰越金）	2,450,000	19.4%	2,450,000	19.9%	2,450,000	20.4%
		計	12,615,000	100.0%	12,340,000	100.0%	12,020,000	100.0%
	支出	事業費	12,615,000	100.0%	12,340,000	100.0%	12,020,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金） 計	12,615,000	100.0%	12,340,000	100.0%	12,020,000	100.0%
	支出計/前年度支出計				97.8%		97.4%	
自己資金/前年度自己資金				96.3%		96.3%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	3		3		3			
成果指標の推移①	95.1億円		95.5億円		106.9億円			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」旧農協単位ごとに補助単価が異なるので、見直しの必要がある。 【前回評価への回答】運営協議会を開催し、補助単価見直しに向けてJAと協議中。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	肉用牛農家の規模拡大と高齢者の労力軽減を図りながら、繁殖用雌牛頭数を維持・拡大する上で大変重要な施設である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家の過剰投資や労力不足を緩和する機能を有しており、行政の支援が必要である。</li> <li>・産地地域の肉用牛は全頭当該施設へ預けることから、必要不可欠な施設への支援である。</li> </ul>
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	肉用牛農家の規模拡大と労力軽減や農家の事故等に係る一時預かりなど、多方面の農家ニーズに対応した施設への支援である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が実施するには、多額の設備投資と人件費等の維持管理費が必要になる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領に規定されており、妥当な基準である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	農家は自助努力を行っているが、肉用牛振興を図る上からも、半永続的な補助とならざるをえない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	畜産振興のための各種事業に積極的に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	畜産農家の過剰投資の抑制や労力の軽減につながり、子牛の商品性向上に伴う所得の向上が図られることから妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	毎年、関係者で運営協議を行いながら、負担金や運営状況等について検討している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 肉用牛農家の規模拡大と高齢者の負担軽減、農家の事故等に係る一時預かりなど、農家の管理軽減を図る上で大変重要な施設であり、J・A・市町・農家の負担割合で実施する事業であり、本市の負担額が減額されると事業推進に影響を及ぼすため。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

## 子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる子牛預かり施設管理事業運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る補助事業等は、子牛育成施設に預託する子牛の価格安定及び事故発生時の損失の軽減を図るための基金積み立てを行うものであること。

### (補助金の額)

第3条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

### (補助対象経費)

第4条 子牛預かり施設管理事業運営補助金は、子牛育成施設に預託する子牛の価格安定及び事故発生時の損失の軽減を図るための基金積み立てに要する経費について交付する。

### (交付の申請)

第5条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

### (交付の基準)

第6条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に子牛預かり施設管理事業運営補助金を交付することが適当でない認められる場合

### (実績報告)

第7条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基金積み立てを証する書類（コピー可）
- (2) 基金現在高ほか特に必要であると認められる書類

### (効果の測定)

第8条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果という。）は、子牛預かり施設利用状況をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。